

② 「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」によって通報された内容を吟味した結果、重大な問題があると判断される場合には、その金融機関に対して報告を徴求するほか、必要があれば検査を実施し、適切な行政処分を行う。

(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結

金融機関の不良債権問題の解決に対して政府が積極的に関与するとの立場から、以下の措置を講ずる。

(ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備

個別金融機関が経営難や資本不足もしくはそれに類似した状況に陥った場合等には、以下に示す「特別支援」の枠組みを即時適用し、万が一にもシステムリスクが発生し、または経済が底割れすることのないよう、政府・日本銀行が一体となって万全の対応を期す。

① 日銀特融による流動性対策

万が一金融危機のおそれが生じた場合には、金融庁は責任をもって適切な対応を取るとともに、日本銀行に特別融資等必要な措置を要請し、一体となって万全の危機管理体制を整備する。

② 預金保険法に基づく公的資金の投入

必要な場合には、現行の預金保険法に基づき、速やかに所要の公的資金を投入する。

③ 検査官の常駐的派遣

「特別支援」の対象となった金融機関（「特別支援金融機関」）の取締役会や経営会議などに、検査官を陪席させることを検討する。

(イ) 「特別支援金融機関」における経営改革

「特別支援金融機関」においては、経営を改革し、早期健全化を行う。

① 経営者責任の明確化

「特別支援」を受けることとなった金融機関を代表する経営者については、責任の明確化を厳しく求める。

② 適切な管理方法